

<新たなプラン体系図(案)>

【基本目標】

【基本課題】

【基本施策】

姫路市男女共同参画プラン2022改訂版(平成30年3月)

※網掛け部分は、女性活躍推進法第6条第2項の規定による市町村推進計画としての必要な取組

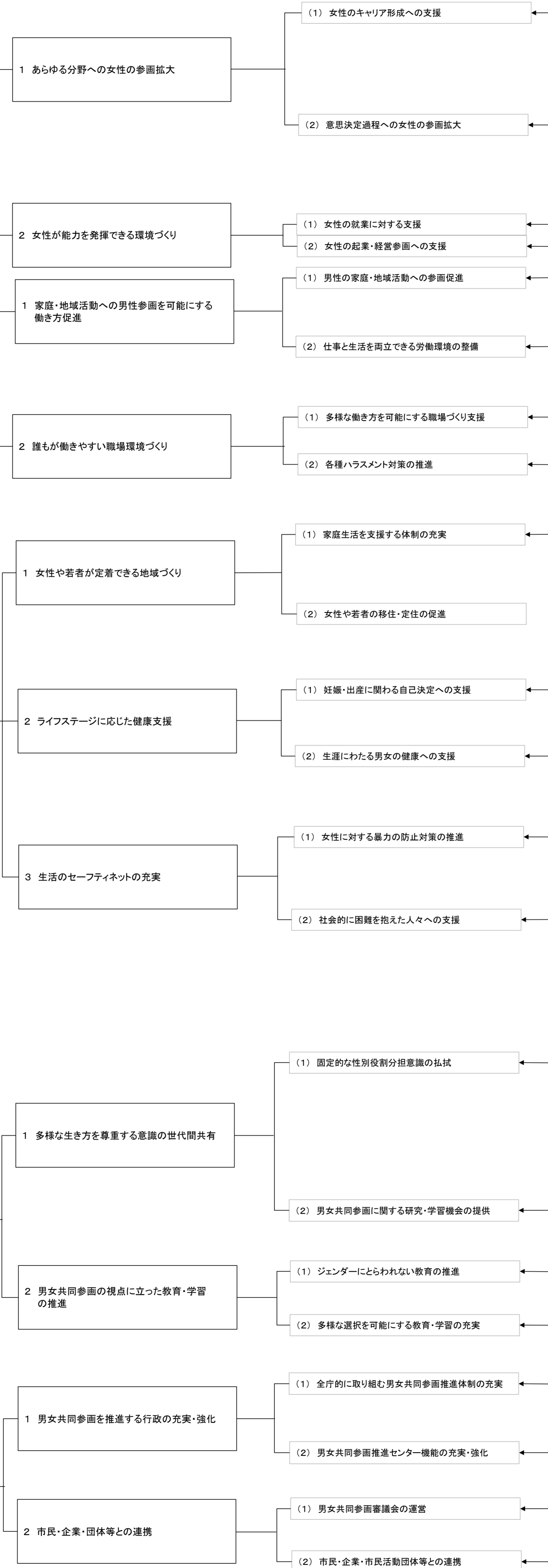
I 女性の活躍の推進

II ワーク・ライフ・バランスの推進

III 多様な人々に寄り添う社会づくり

IV 次世代への継承

推進体制の整備



基本施策	基本目標-基本課題-基本施策
女性の能力育成・開発(エンパワーメント)に向けた啓発の推進	I 2(2)
男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	IV 1(1)
企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発	III 1(1)
行政機関への女性職員の登用促進	III 1(5)
科学技術・学術分野における男女共同参画の推進	III 1(3)
学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	III 1(2)
審議会等における女性の積極的登用	III 1(4)
地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	III 2(1)
地域における女性団体の活性化支援と参画促進	III 2(4)
防災・防犯活動における男女共同参画の推進	III 2(2)
女性の活躍による経済社会の活性化	IV 1(3)
女性の経営参画の推進	IV 3(3)
男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	VI 2(3)
男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	VI 3(3)
男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	IV 2(1)
仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	IV 2(2)
男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	IV 2(3)
女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着	IV 3(1)
多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	IV 2(4)
女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価	IV 3(2)
セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	I 4(3)
セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発	IV 1(2)
地域ぐるみの介護支援	VI 2(1)
介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	VI 2(2)
地域ぐるみの子育て支援	VI 3(1)
多様な保育サービスの提供	VI 3(2)
性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立	V 1(2)
様々なメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供	V 1(3)
母子保健対策の充実	V 2(1)
ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実	V 2(2)
相談機能の充実とネットワークづくり	V 3(1)
健康づくり体制の推進と予防対策の充実	V 3(2)
女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	I 4(1)
ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	I 4(2)
児童虐待の防止と対策の強化	I 4(4)
高齢者への虐待防止	I 4(5)
障害者への虐待防止	I 4(6)
ひとり親家庭への支援	VI 4(1)
高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	VI 4(2)
「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	I 1(1)
女性が「自らの権利」をよく知る(リーガル・リテラシー)ための取組	I 1(2)
男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	I 2(1)
固定的な性別役割分担意識の払拭	I 2(3)
「人権文化」創造への参画促進	I 3(1)
人権を尊重した表現の定着	I 3(2)
家庭における男女共同参画の推進	II 1(1)
地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実	II 3(1)
ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成	II 3(3)
若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発	II 3(4)
人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	V 1(1)
男女共同参画に関する調査・研究	I 3(3)
生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	II 3(2)
ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進	II 1(2)
人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実	II 2(1)
子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進	II 2(3)
教職員への男女共同参画を深め定着させる研修の推進	II 2(2)
多様な選択を可能にする教育・学習の充実	II 2(4)
全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実	推1(1)
男女共同参画の視点からの評価システムの運用	推1(2)
プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	推1(3)
男女共同参画推進センター機能の充実・強化	推2(1)
市民参画による男女共同参画推進センターの運営	推2(2)
男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化	推2(3)
男女共同参画審議会の運営	推3(2)
市民の申出への対応	推3(5)
市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)への支援と連携の強化	推3(1)
国・兵庫県等との連携	推3(3)
近隣市町等とのネットワークづくり	推3(4)
多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり	I 3(4)
男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進	III 2(3)
男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	III 3(1)
ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進	VI 1(1)